

# 組 合 員 資 格 得 喪 届

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します  
令和 年 月 日

新組合員 生年月日 年 月 日

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

TEL

性別

男・女

現組合員 住 所

氏 名

印

生産組合長

氏 名

印

呉羽射水山ろく用水土地改良区  
理 事 長 庄 司 昌 弘 殿

記

## 1 資格得喪の対象たる土地

市町村名

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )	備 考
					(不要のものは 消して下さい)
					所有権 耕作権
計		筆		m <sup>2</sup>	

## 2 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原 因 売買、贈与、相続、農地転用、貸借解除、貸借契約、その他( )

(2) 時 期 平成・令和 年 月 日

付 記

①土地改良法第43条第1項(組合員の資格得喪の通知義務)による当該土地に対する耕作の資格を取得及び喪失したことを届け出るものであります。現資格者とは資格を喪失する者、新資格者は新しく資格を取得する者を指します。

②上記土地にかかる償還金及び今後における経費の賦課金の納入は土地改良法第42条第1項(権利義務の継承及び決済)により新資格者が定款の定めるところにより納入するものとします。

③現資格者または新資格者に賦課金等の未納がある場合は届出時点で決済を求めます。

④本通知書を届出ても、内容に不備がある場合受理することが出来ません。また、必要な添付書類の提出を求める場合があります。

⑤この届出により取得した個人情報、組合員名簿・土地原簿・その他土地改良区業務の遂行に必要なことに利用することを目的とし適性に管理し、本人の同意なしに第三者へは提供しません。

⑥賦課金の通知は、毎年4月1日現在の土地原簿面積に基づき算出しますので、変更が生じた場合は前年度の3月中に本通知書を提出して下さい。

(呉羽地区)